

## 特定事業者等支援事業

埼玉県さいたま市は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。

事業名	文化施設を管理運営する指定管理者への指定管理料の増額		
総事業費 (千円)	18,264千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	18,264千円
事業概要	<p>①目的 光熱水費の高騰により、想定以上の支出が生じている指定管理施設について、広く市民が利用する施設として、安定的かつ継続的な施設運営を図るため、指定管理者を支援するもの。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 ・指定管理料（プラザイースト） 4,289千円 ・指定管理料（プラザウエスト） 13,975千円</p> <p>③交付対象 1) 交付対象者 公益財団法人さいたま市文化振興事業団（プラザイースト及びプラザウエストの指定管理者） 2) 交付対象者の選定理由・選定方法 当該交付対象者は、多くの市民の文化芸術活動の主たる活動場所である、市有文化施設の指定管理者である。 光熱水費の高騰により、施設の維持管理経費に想定以上の支出が生じ、施設運営に支障をきたすため、交付対象者に支援を行うもの。</p> <p>④期待される効果 光熱水費の高騰下においても、安定的な施設運営を確保し、継続的に市民利用施設を稼働することができる。</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係	<p>長引く光熱水費の高騰に伴う施設維持管理経費の大幅な増加により、指定管理者による施設の安定的な施設運営を継続することが厳しい状況に陥っている。 指定管理者への支援（指定管理料の増額）により、安定的な施設運営を確保し、継続的に市民利用施設を稼働することができることから、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		

## 特定事業者等支援事業

埼玉県さいたま市は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。

事業名	文化施設を管理運営する指定管理者への指定管理料の増額		
総事業費 (千円)	20,239千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	20,239千円
事業概要	<p>①目的 光熱水費の高騰により、想定以上の支出が生じている指定管理施設について、広く市民が利用する施設として、安定的かつ継続的な施設運営を図るため、指定管理者を支援するもの。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠  <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理料（文化センター） 16,253千円</li> <li>・指定管理料（市民会館いわつき） 3,714千円</li> <li>・指定管理料（恭慶館、氷川の杜文化館、盆栽四季の家） 272千円</li> </ul> </p> <p>③交付対象            1) 交付対象者 公益財団法人さいたま市文化振興事業団（文化センター、市民会館いわつき恭慶館、氷川の杜文化館、盆栽四季の家の指定管理者）            2) 交付対象者の選定理由・選定方法 当該交付対象者は、多くの市民の文化芸術活動の主たる活動場所である、市有文化施設の指定管理者である。 光熱水費の高騰により、施設の維持管理経費に想定以上の支出が生じ、施設運営に支障をきたすため、交付対象者に支援を行うもの。         </p> <p>④期待される効果 光熱水費の高騰下においても、安定的な施設運営を確保し、継続的に市民利用施設を稼働することができる。</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係	<p>長引く光熱水費の高騰に伴う施設維持管理経費の大幅な増加により、指定管理者による施設の安定的な施設運営を継続することが厳しい状況に陥っている。 指定管理者への支援（指定管理料の増額）により、安定的な施設運営を確保し、継続的に市民利用施設を稼働することができることから、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		